特集・進行する 「臨敎審」状況

新潟県の実態と問題点

初任者研修」 どうしょうとするのか は教師を

「初任者研修の試行」研究班

はじめに

「初任者研修の賦行」をめぐる惰勢~

年間の任を終えた。 という)は最終答申(第四次答申)を首相に提出して三 |教育改革||機関である臨時教育審議会(以下「臨教審| 一九八七 (昭六二) 年八月七日、中曽根首相直属の

をあげて、子どもの学力差別を正当化し更に推し進め ての「教育改革」の重要な視点として三つ(「個性重視 めて強調した。そしてその具体方策に「評価の多元化 の原則」「生涯学習体系への移行」「変化への対応」)を改 答申は、これまでの提言を整理し、二一世紀に向け

> 業構造の転換」を進めている財界の要求をストレート ようとしている。「成熟化の進展」 「情報社会への対応」などの名のもとに海外進出、「産 「国際化の進展」

に反映させている。

足させ、その具体化をすすめてきた。 は、昨年八月二一日省内に「教育改革実施本部」を発 もくろむ臨教審の答申を受け、その名をかりた文部省 育の義務化を明確にすると共に、教職員組合への攻撃 教員統制を提言している。「戦後教育の総決算」を そして最終答申は、新たに「日の丸」「君が代」教

通常国会には次にあげるような教育関係重要法の改悪 今春、一九八八年一月二五日に再開される第一一二

案が集中して提案されようとしている。

義を導入しようとする教育職員免許法の改悪。「戦後初の大改悪」といわれる、教員免許に学歴主

。臨教審体制を全面的に実施していくために必要な学校設置法の改悪。 学校設置法の改悪。 の財界奉仕の超エリートを登成する総合研究大学院の

さらに、臨教審路線を内閣直属で全面的に推進する「学校教育法」の改悪。

「教育改革」の学校教育の内容版としての教育課程審加えて、かき忘れてならないのは、臨教審のめざすの予算折衝でその予算が認められている。

議会のまとめ (昨年十一月二四日)、答申(十一月二四日)、

そして指導要領の改訂がなされることである。

に破壊しようというもので、国民の基本的権利である憲法・教育基本法の民主教育の理念と制度を根本的本的な改定を提起していることである。

教育権にたいする重大な挑戦であるといわざるをえな

とさらに強調している。かん獲を「学校教育の基本にかかわる問題」としてこかん獲を「学校教育の基本にかかわる問題」としてこ人としての自覚」「国家・社会への帰属意識」などの教育課程の「まとめ」は、「国際社会に生きる日本

に、高校六十九年度の一年生を皮切りに、指導要領のけて、小学校六十七年度、中学校六十八年度から一斉おり、「基本的人権の尊重」は教えず、「国を愛するおり、「基本的人権の尊重」は教えず、「国を愛するおり、「基本的人権の尊重」は教えず、「国を愛するおり、「基本的人権の尊重」は教えず、「国を愛するそして「君が代」「日の丸」教育を強制し、それへそして「君が代」「日の丸」教育を強制し、それへ

以上のように臨教審提起が具体化され、戦後民主教資料編を参照)(以上、教育法の「改悪」「改定」の詳細は本書後ページの

改定を本格実施に移そうとしている。

育の「分岐点」ともいわれる状況の中で「初任者研修」と上のように臨教審携起か具体化され、戦後民主教

されている。 板町)の三五校、五八人の新任教員を対象にして実施(長岡市・小千谷市・見附市・栃尾市・越路町・三島町・与の試行」(以下「試行」という)が、新潟県の四市三町の試行」(以下「試行」という)が、新潟県の四市三町

を忘れてはならない。めに行われたものであることを先ず銘記しておくことのに行われたものであることを先ず銘記しておくこと「試行」は先にのべた臨教審答申の実現をめざすた

かにしていくことにする。うにしようというのか、を実態に即して探り、あきらってどのような意味をもつのか、そして教師をどのよ本論では、この「試行」が、県民父母・子どもにと

─ だれがのぞみ、期待した初任者研修制度か

その一つの「教員の資質向上」の第一番目に「一年間第二次答申の「主な内容」として七つの課題があり、二次答申を中曽根首相に提出した。 一九八六(昭六十二)年四月二十三日、臨教審は第

任者研修制度」について、第二次答申提出の翌日(二四日)の新潟日報は「初

明している。

の初任者研修制度創設」がうたわれている。

任教員に対する初任者研修制度。教員問題が浮上する「第二次答申の中で実効が最も期待されているのが新

僚もいる。」と報じている。五月二六日の新潟日報「社 の」と論じ、 出てきたものとは違う」と断じ、 議の過程で、教員の資質向上にぜひ必要だという形で を図り、その都度、実現できずにきたもので、文部省 説」は、「教員資質向上策の審議に望む」の中で、「初 けに「この制度が実現するだけでも、臨教審をつくっ されながら、その度に挫折し、日の目をみなかっただ 度に『試補制(教員のインターン制)』 として長年論議 本の教育は重大な危機に陥るだろう」と深い懸念を表 うな『国定教師』がぞくぞく誕生しては、それこそ日 第三部会長の有田一寿氏が当初からぶちあげていたも 修制度は極めて異質なものだ」といい、「臨教審でも、 ても」「古い鋳型に教師をはめ込もうとする初任者研 の尊重を前面に打ち出した今回の答申の流れからいっ にとっても大きな懸案事項の一つだった」といい、「審 任者研修制度は政府、自民党がこれまでたびたび導入 た意義は十分ある」と言い切る自民党文教族、文部官 「初任者研修制度が導入され、戦前のよ 「個性の尊厳や個性

五月二十三日、海部元文部大臣は、この臨教審の答の願望であり、自民党教育行政の懸案だったのである。このように「試行」とその制度化は、長い間の自民党

員養成審議会(以下「教養審」)総会に出席し「教員の資 申具体化のため、東京・霞が関ビルで開かれた教育職

「しっかり新任教師諸君」の見出しで、「新人の教師に

格・能力の向上方策」について、「教員の資質・能力

育改革の成否は教員の指導力にかかっている」とし、 の向上は今日最も重要な政策課題だ」「教育および教

教養審はこれを受け直ちに、次の五点にわたる検討を

①文部省が六十四年度実施を目指している新任教員に ②教育実習を含めた大学の教職課程履習科目内容の見 対する一年間の初任者研修制度のプログラムづくり

⑧社会人の教職登用のための「特別免許状」の創設な ど教員免許制度の柔軟化

⑤現職教員研修の体系的整備-など ④一次答申提起の六年生中等学校の教員資格

向けて始動することになる。 この諮問で戦後の教員養成・研修の抜本的な改革に

諸施策と共にでてくるのである。

「試行」はこうした、関連する「国定教師」づくりの

ましのことばをおくっている。 任者研修の試行」に向けて次のように新任教師への励 |自由新報」(一九八七=昭六二年三月十日)は、 初

> 策としても、この制度によせる父兄の期待は大きい。」 ほか、民間企業へ派遣しての体験研修やパソコン研修 ると発表した。年間七〇日程度などとする実施要項の 文部省はまず、東京をはじめ、三六都道府県で実施す 対し、教育の実際を指導する『初任者研修制度』が今 なども盛り込んだ研修計画が試行される。教師として 年四月から試行という形でスタートすることになり、 の使命感を持たせるためにも、また、教員の資質向上

と反発しているが、しかし、意欲に燃える新人教師から、 それを裏付けるかの如く、「昨年度から実施している この制度をのぞむ声が年々ふえているという。 そして 対して日教組は『教員を型にはめる管理統制になる』 といい、また別項で、こうもいっている。「この動きに

験二・三年の教員をしのぐほどの効果をあげ、しかも 長崎県では初任研により教科指導の力が身につき、経 校内で授業研究が盛になって、周囲にいい影響を与え

者研修」を新潟県の教育行政も積極的に受入れ実施に りで評価し、文部官僚が懸案の一つとしてきた「初任 ている」」と大いに評価している。 **このように、自民党が年来求め期待し、なりもの入**

ふみきったのである。

(二) 育行政の意図とその計画の概要 「初任者研修の試行」をすすめようとする県教

県教育行政の目的と財政措置

1

実施要項」を制定した。 は「昭和六二年度新潟県における『初任者研修の試行』 九八七(昭六二)年四月一日、 新潟県教育委員会

「試行」の目的

その目的には、

とする。」とある。 命感を養うとともに幅広い知見を得させることを目的 『試行』は、新採用教員に対して実践的指導力と使

・「子どもの発達の危機」状況を深く心配し、共にその 議したのだろうか。新潟県の子どもたちに、非行、不 教委は新採用教員に身につけてほしい「幅広い知見」 克服をしていきたいと考えていることをわかって、県 考えたのだろうか。県民父母が新潟県の「教育荒廃」 良行為、いじめ、登校拒否、高校中退、学力低下等の 「教育の荒廃」の増大する実情をみて教師の使命感を 教師の「使命感」とはなにかを県教委は深く考え討

る限りその内容を知ることはできない。

になってほしい。

をイメージしたのだろうか。立案された実施計画を見

ながら。 ない気持でねがっている。自分たちの子育てを反省し で柔軟性のある人間らしい識見」をもってほしいと切 をしっかりしてほしい、一人ひとりの教師に、 県民父母も子どもの現実を見ながら教師に「研修」 「豊か

ア、子どもの成長、発達についての人間を大切にする 内容を次の七点に整理することができる。

そして、教師の研修の必要性を痛感しており、

その

対応し得る柔軟で奥行の深い識見を身につけてほし 科学的な認識を身につけてほしい。 多様な個性、さまざまな発達段階にある子どもに

エ、指導方法についての知識と力量を幅広く豊かに高 めてほしい。 人間を大切にし、平和を大切にする教育とはなに という民主教育論を身につけてほしい。

にたくさんあるがそれらをたくさん摂取してほしい。 あい地域の教育力を高めるための実践ができる教師 専門分野についての力量を高めてほしい。 以上のような実践体験をもって、地域住民と語り 教育実践についてのすぐれた経験、教訓が日本中

る教員)を十人増やせる財源である。この十人を今増

えつつある登校拒否の子どもの訪問指導教員にあてた

らどうだろう、などと考えることもできる。

自民党政府の政治日程では、昭和六十四年に

「初任

用を一年に延長することが計画されている。

そのとき、県教育行政は、県民のねがいには応えず、

者研修制度」を全面的に実施し、

現在六ヶ月の試験任

ていることを知っているのだろうか。そのような県民 教育を日々目にしながら、以上のようなねがいをもっ にこたえる「教師研修」づくりの行政資務を考えて 「試行」の実施を考たのだろうか。実施計画の文言に、

それを見ることができない。

「試行」の財政措置

「試行」の目的のところでふれたように、県民父母

県教委は、県民父母の多くが自分の子どもの育ち、

と思う。

表 1

目から見たら「ムダ」か、それどころかかえって県民

意味で、およそ、五千万円のこの財政措置は、県民の の施策かどうかに疑問をもつ、といったが、そうした のねがいに応えるという立場に立った県教委の「試行」

がのぞむ子どもを大切にする教育にマイナスになるも

のにこれだけの金を、と思うにちがいない。

たとえば五千万円のお金は、

県担教員

(県が負担す

①総	額	②国庫補助	③一般財源
49,9	53千円	24,967千円	24,979千円
④事業	内容		
1.初	任者研修記	代行実施協議会	506千円
2.指	導主事訪問	159 "	
3.指	導教員配置	35,175 "	
(1)	非常勤務額	34,995 "	
(2)	旅費		180 "
4. 試	行実施校核	泛長等連絡協議会	755 "
5. 対	象教員研修	Ę	4,522 "
6.研	修資料等作	成	1,028 "
7. 県	宿泊研修		7,808 "

想される。全面実施時の財源は五千万円などというも 政府自民党のいうままにそれを実施していくことが予 六四年度の財政措置を監視していかなければならない のではない。県民みんなでしっかりと全面実施される

(1)「試行」の対象地域と学校 2「試行」の計画の概要

三島町・与板町)の三五校、五八名の教員 ①四市三町(長岡市・小千谷市・見附市・栃尾市・ 越路町

②その対象校と対象教員数

けて県教委が指名する」とあるが、どのような観点 。「試行対象教員の指名は、当該学校長の推薦をう

と理由をもって選ぶのかはわからない

「対象教員の校務分掌の軽減は当該教員の研修が

とあるが、学校が全体として一日一日の教育実践を 無理なく行えるよう、校長が全校体制の中で行う」

人ひとりの子どもの発達に貴任をもってスムーズ

に行なっていくためと、対象教員が学校の中の一構

もない。「校内体制」(実施要項)の中に「学校全体 としての協同的な指導体制」・「指導教員は、 成員として育っていくようにするという配慮はなに 他の

とある。しかし対象教員の研修日が年間一〇五日の 中では、学校全体の協力体制を組むことは難事業で を施行対象教員の研修のために当該校長は整備する 教員と協力して」・「学校全体としての協力体制」

のちほどのべるように現在でもゆとりのない学校

学級経営、 は協力体制を組めば組むほど多忙化が更にすすみ、 教科指導・学校運営に混乱を生じること

は予測できることであった。

②実施体制

実施主体として、 計画は「試行」の期間を六二年度一年間とし、 「洋上研修を除き」、関係市町村教

その

育委員会の協力のもとに県教委が実施するとした。 「試行」の実施体制を推進するため次の機関をおく

①試行実施協議会、 (構成)

として、次の機関を置いた。

県教育庁関係職員

県立教育センター関係職員 名

教育事務所関係職員 四名

関係市町村教育長 関係地区・生徒指導主事 七名 二名

②施行実施校長等連絡協議会 (年二回) 当協議会の開催回数は年六回としている。

実施学校長代表

③教科指導員連絡協議会 (年二回)

④指導主事の派遣

を行う、として年延回数一二回、 「試行」の実施状況を把握し、 訪問先は、 必要な指導、 試行実施

表 2

種別	地域	7:	校	学級数	对象教員	中学校	*	南中	27	2
小学校	長岡市	中島小		14	ı	-	•	宮内中	24	2
-	-	湖湖小		8		~	"	東北中	28	2
~	~	四郎丸小		18	2	~	-	江陽中	15	2
-	-	横古小		19	2	~	~	東中	20	3
•	~	川崎東小		15	2	-	小手谷市	片貝中	7	1
-	~	大瓜小		22	3			小千谷中	22	2
-	小千谷市	東小千谷小		20	2	-	*	東小千谷中	12	2
-		片貝小		12	2	~	見附市	見附中	16	1
~	見附市	名木野小		21	2	~	~	西中	13	1
~	- "	今町小		26	2		,	南中	14	2
-	梅尾市	上進小		6	1		据尾市	東谷中	6	2
~	-	伤尾南小		20	2		越路町	越路中	15	3
*	越路町	岩塚小		14	1	-	三島町	三島中	9	2
~	三岛町	脑野町小		13	1	-	与板町	与板中	9	1
~	与板町	与极小		19	1	養護学校	長岡市	柏崎養・のぎく分校	6	1
中学校	長岡市	大島中		13	1	"	"	月ヶ岡茂・あけばの分校	8	1
	"	青葉台中		6			見附市	まごころ養護	7	i

遇、任用、勤務様態は慎重を期すべきであるのだが。 る。とある。 の中から学校長の意見を聴いて、 勤教員となんらかわらない教育貴任をもつからその待 もにとって見ればちゃんとした一人の教師であり、常 充足できそうもない。また非常勤講師といっても子ど ・指導教員は、関係学校の教頭、 教科指導員は、関係学校又はその近隣の学校の教頭、 教諭又は非常勤講師 所管する教委が命ず

⑷年間指導(研修)計画及び指導報告の提出 所管する教委が命ずる。とある。 教諭又は非常勤講師の中から、校長の意見を聴いて、

校、 (3)教員定数等の配置・指導教員・教科指導員 関係市町教委、教育事務所となっている。

する (年間一〇五日、一日八時間)。

①試行対象教員一人配置校に非常勤講師を一人配置

教員定数の配置は次のようになっている。

②試行対象教員二・三人配置校には、 教員定数を一人

③教科指導員をおく学校には教科指導員一人につき非 加配する。

常勤講師を一人配置する。

試行対象校の学校全体の業務は、以上の補充、加配で 実施計画と内容、そして研修時間配当からいって、

年間研修計画と種類と日数は次のようになってい

①指導教員を中心とした研修

る。

・一般研修(約三五日)・授業研修(約三五日)年間七〇日、週二回程度

学習指導、生徒指導、服務等を講話、観察作業、協

ある。

②教育センター等における研修議、演習等でおこなう。

年間三五日、週一日程度

問による研修、グループ研修。 力校における研修、市町村教委における研修、他校訪「宿泊研修、県立教育センターにおける研修、授業協

配慮事項

技術、公務員としての服務等を講義や演習等の他に近ここでは学習指導、児童生徒理解、カウンセリング

れる。 他校種教育施設等の参観、ボランティア活動等が行わ隣学校等における模範授業参観、初任者の研究授業、

③洋上研修(文部省の主催するもの)

年間授業日数(二四〇日ほど)のおよそ半数の時間の詳細は資料編で)

を試行対象教員は「研修」にとられる。また、

その準

もっと大変なのは両者に受持たれている子どもたちでなろう。また、指導教員も多忙をきわめて大変である。幅広い知見は育ついとまもなく追いまくられる研修と等を考えたら、新潟県の教員としての指導力、使命感、備のための計画づくり、おわったあとの報告書づくり

(5)年間指導計画等の作成及び研修の実施に当たってのの四点である。 の四点である。 で、県教委の「研修の実施に当っての配慮事項」は次で、県教委の「研修の実施に当っての配慮事項」は次このように予測される困難さ、教育的マイナスの中

武行対象教員に対する研修は、試行対象教員の意欲①試行対象教員に対する配慮

を大切にするよう配慮する。

②校内体制への配慮

ものとする。

「全教職員が協力して、試行対象教員の指導に当たる任金教職員が協力して、試行対象教員の指導に当たる長の指導の下に、指導教員を中心に、研修内容に応じとしての充実した指導体制を確立する必要もあり、校としての充実した指導体制を確立する必要もあり、校としての充実した指導体制を確立する必要をあります。

研修の計画及び実施に当たっては、③保護者への配慮

保護者や地域社

する。 会の理解や協力が得られるよう適切に配慮するものと

④新採用教員研修との関連

配慮し、両者の有機的関連を図るものとする。に当たっては、現行の新採用教員研修との関連に十分試行のうち特に教育センター等における研修の実施

慮」がどうしてないのか不思議である。
以上の配慮事項のなかに「子どもたちの指導への配

「試行」の実状とその問題点

臼

「初任者研修の試行」が臨教審の第二次答申に初めてできたのではなくて、自民党文教族の長い間の懸定があり、文部官僚の一部で期待していたものであるとは先に述べた。臨教審でも審議の過程でできたものでなく、第三部会長の有田一寿氏が始めから発言していたもので、中曽根前首相の「戦後教育の総決算」のでなく、第三部会長の有田一寿氏が始めから発言していたもので、中曽根前首相の「戦後教育の総決算」が臨教審の第二次答申に初めている。

ふみきってから、すでに九ケ月を経た。も考慮することなく文部省のいうとおりに「試行」にもそ底することなく文部省のいうとおりに「試行」に

画実践資料、対象校の先生方からの聞きとり、意見、査資料、関係している方々への訪問、試行対象校の計うにおこなわれ、なにが問題なのかを教職員組合の調以下において、九ケ月間の「試行」の実際がどのよ

感想をもとにして述べていく。

指導教員の選任は、殆んどの対象校で校長が一方的1「試行」にふりまわされる対象校

員」の選任のところから上意下達体制で、「充実」と員が協力して……」とあるのに、対象校では「指導教校全体としての充実した指導体制を確立………全教職のなかに「校内体制への配慮」があり、そこには「学修の実施に当たっての配慮事項」(以下「配慮事項」)に決定し、県・市町村教委に報告し任命している。「研に決定し、県・市町村教委に報告し任命している。「研

本人の授業は一〇時間ほどになる。いるところが多い。教務主任が当たっている場合その

指導教員は小学校では教頭や教務主任が選任されて

協力」を校内でつくる配慮はされない。

っている。この場合の授業持時間は、教務主任で九時中学校の指導教員は、教務主任か生徒指導主事になり、その本人の授業時間は一五時間となっている。討象校によっては学年主任が当たっている場合もあ

こいら。間、生徒指導主事で一五時間というのが一般的となっ

一度ふりかえっておこう。 ここで、対象教員の研修時間について(校内)もう

なる。

いは「他の教員がやってもよい。」ということになって位は「初任者指導教員」が行い、残りの二○時間ぐらなっている。そして、年間七○時間のうち、五○時間研修時間は週二回(一回二~三時間)組まれることに

1 1970年の1970年では、1970年の1970年では、1970年では、1970年では、1970年では、1970年では、1970年では、1970年では、1970年では、1970年では、1970年では

)

を指導するための準備は大変である。自分の担当もあ指導教員、指導する一般の教員にしても、対象教員当教科)の指導は学校にまかされているのである。さらに、研修対象教員が研修・出張の時の学級(担

な労力と能力を動員し、時間をつぎこまねばならな指導」に関する図書を読み、講義細目をつくる。大変導要領・県教委の出版物・他校の研究物)を読み、「生活テーマだとする。資料をあつめ、整理し、指導書(指テーマだとする。資料をあつめ、整理し、指導書(指

その実情を次に見ていく。

その他に「試行」以外の通常の学校・学級運営の

る。例えば来週の指導が「生活指導の本校の課題」が

校内全体の慢性的な多忙化に更に拍車をかけることに指導の準備がある。そうでなくとも多忙を極めているための担当実務もあり、担当する子どもたちのために

が表すのでは、が表するのでは、ではての指導とその準備はなにを意味するのだろう。ではての指導とその準備はなにを意味するのだろう。ではての指導とその準備はなにを意味するのだろう。が教教員の出張による空き時間のために自分の学級を対象教員の出張による空き時間のために自分の学級を対象教員の出張による空き時間のために自分の学級を対象教員の出張による空間である。

ステム化 2 先生は「研修」子どもは「自習」の「試行」のシ

表 3

| / 二八・二九日休園 五月 В 二六日火 二二日俭 十八日间 十五日份 十三日(水) 二七日州 八日俭 時 |「オアシスタイム」について 学級経営 校内研修 教育センターへ 集団行動のあり方 グループ別研修 集団行動のあり方 (新採用教員研修) 研 修 内 容 協議 協議 協議 形態 演習 見学 観察 第四銀行会場 対象者 二名 二名 二名 名 二名 一名 名 一研究主任 校 生活指導主任 指導教員 (出張) (出張) 指導者 長

(1)校内研修はどうなっているか。

ヘ B小学校例

神」を發うタイム「シッレイ」「スイマセン」のように形から入り「奉仕の精※「オアシスタイム」というのは「オハヨウ」「アリガトウ」

指導・研修の内容は、小・中学校とも文部省・県のこれはB校の五月の研修状況である。

間程度となる。 プランをひな型にして、週二日で、一日平均二~三時

小学校の場合、研修運営の連絡調整は指導教員(教

の明細、実施後の一日いちにち、指導内容でとの実施さらに、小・中学校ともに、実施するための計画書でおろそかにされる。対象教員の学級だけでなく、具体的に指導にあたる先生方の担当学級も自習が多くな体的に指導にあたる先生方の担当学級も自習が多くなるということである。対象教員に対する実際の指導は、学の明細、実施後の一日いちにち、指導内容でとの実施をいうことである。

にできないものがあると予想できる。この労力消費に際の作業であろうが、そのためにとられる労力も馬鹿それに指導教員が目を通して修正補強ということが実実施報告、研修報告では、対象教員本人が記録し、研修記録簿も付けさせられているのである。

報告書の提出が義務づけられ求められている。また、

ある対象教員は、一学期に九日間研修センターで研②「研修センター」での研修

どんな意味があるのだろうか。

・義務参加である。

修を受けたという。

参加のしかたは、

勿論、

強制参加

平和祈念祭に参加他校訪問(小・中学校へ)

0

。良寛堂に行く

長が県に連絡して、学校行事を優先させた事例も一部学校の例であるが、運動会と校外研修日が重なり、校校外研修を優先して参加させている状況である。B小校外研修日と学校行事が重なった場合は、学校では。精神病院内にある野菊学園(障害児学校)

て目もあてられない状況だという。である対象教師が留守の学級の子どもたちはだらけをばさみ的となり、学年や学校は困る。また、担任をで整理してみると、次の三点があげらねる。とに整理してみると、次の三点があげらねる。

る。

終わったあとも「してはいけない」とまで言われてい

り意味のないことが多い。実習で学んだこととダブルことがありやってもあまイ。教育センターでの研修は、大学で学んだことや、

みという研修が目立つ、という感想が多い。多くをつめこむだけで、センターでの研修は形式のター学習することが盛りだくさんでこなし切れない。仕方なくやっている節も見えるという。

を集められて講習させられる。指導する側もどうも

例えば、OHPの技術などわかり切っていること

(3)自由のない宿泊研修

学校での仕事をもちこんだ先生がいたが、昼の研修がのはてまでの規制があり大変なものである。なかには、ら始まる。毛布のたたみ方から、掃除のしかた、飲酒宿泊施設での生活は、日の丸掲揚、君が代の斉唱か勿論、強制宿泊(義務)である。

った」という声もある。の多くは「規制づくめの生活でいや気がさした」といの多くは「規制づくめの生活でいや気がさした」といい多くは「規制づくめの生活でいや気がさした」といいる。十五年戦争時代の初年兵の兵舎生活のも入っている。十五年戦争時代の初年兵の兵舎生活のも入っている。十五年戦争時代の初年兵の兵舎生活のも入った」という声もある。

ことができない。れて若干名参加しているが、未調査でここではふれる程でおこなわれ、新潟県からも五八名の中からえらば程でおこなわれ、新潟県からも五八名の中からえらば

対象教員・研修担当者のクラスの生徒の受けとめ方は「以上のような、研修の実際や問題点をとくに、試行(4)「試行」を父母はどう受けとめているか。

県教委が「初任者研修の試行」にあたり、どうかについて次にのべてみる。

のとする」といったことは先に紹介した。や地域社会の理解や協力を得るよう適切に配慮するも県教委が「初任者研修の試行」にあたり、「保護者

それはさておき、地域の父母の反応は次のようであの形式主義によるものだったのかも知れない。ひとはなかったという。このような配慮事項は、官庁の形式主義によるものだったのかも知れない。「適による働きかけ、まして「適長岡市の対象校の三つの学区の関係者に問いあわせ

①父母の反応

る。

の大変さは殆んど伝えられていない。は?」という声はあるが、初任者の苦しみとか、学校「先生、また出張かや」「授業がおくれて困るので

②クラスの生徒の反応

にぶらさがっているからであろう。三年生(中学)では、「困る」という。進学が目の前でいた。「先生、おこられにいくんろ。」と。ところが生徒の多くは、初め先生が教室を空けることを喜ん

①対象教員

悩み

(5)

「試行」対象教員、研修担当にあたった指導教員の

どものことがさっぱりわからなくなるといい、中にはるとどの教師もいう。多様な知識は入ってくるが、子なんといっても学校・学級を空けることが不安であ

「それほど困ることはない。」という新任教員もいる。

また指導してくれる指導内容がつけやきばのものが

校の対象教員の発言にある。 子どもたちの進路も気にかかり心配である等も中学目立つことも訴えている。

てから「出張するよ」というようになってきたと対象という気持が働き、出張当日の昼ごろギリギリになっ毎週出張があるので、子どもや父母に申しわけない

教員は述懐する。

②指導教員(研修担当者)

とねがっている。あるるとを理解して、もっと回数を減らしてほしい。「研修」指導回数が多すぎる。きつい内容の活動で

ものを「『試行』実施校の実態」として整理したもの象校分会訪問やアンケート、集会での発言を集約した以上のような実情を新潟県教職員組合長岡支部の対

本誌資料編九九頁を併読して頂きたい。 (第三七次教育研究集会リポート四~六ページ)があるので

以上に見るように新潟県における「初任者研修の試

行」が教師をどうするものか、ということをほぼわか って頂けるのではないかと思うがどうであろう。

あげの仕事なのである。一月二五日再開される第一一 父母に目を向けず、国家の施策に忠実になるための仕 端的にいえば、新潟県の教師が、子どもたちや県民

員の期限付採用六ケ月を一年に延期して、国家の政策 の制度」を確立するための「試行」実施なのである。 に忠動を励む教師づくりをする、という「初任者研修 二通常国会の中で各種教育法を改悪し、現在の新任教

る新たな世論と運動をもりあげていかなければならな 教育基本法をあらためておもいおこし、民主教育を守 すすめられている「試行」実施である。私たちは憲法、

二月二十四日教育課程審議会答申)ていることと同時に

「君が代・日の丸」教育の義務化がうち出され(十

教育基本法の前文は次のようにのべている。 われらは、さきに、日本国憲法を確定し、

で文化的な国家を建設して、

も個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底し する人間の育成を期するとともに、 根本において教育の力にまつべきものである。 われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求 普遍的にしてしか

なければならない。 示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、 てこに、

日本国憲法の精神に則り、 教育の目的を明

の法律を制定する。」

りあげてきた。 もめげず、数え切れない民主教育の実践と理論をつく 降の教育の反動化をすすめようとする自民党の攻撃に 民主教育の実践活動を展開してきた。 私たち日本人は、この理念に則り、 戦後四二年間 一九五〇年代以

ようとするのか、教師を国家に忠誠を誓い「日の丸」 教育の総決算」といって、各種教育法の改悪をすすめ 竹下登首相は、 「君が代」をたたえるものにしようとして「初任者研 それに対し、 誰のために、なにをめざして、 中曽根前首相、 「戦後

それを誠実に受け継ぐ

視してすすめようとするのか。

修の制度」化を、

国民

(県民)の教育へのねがいを無

に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、 世界の平和と人類の福祉 民主的 ている。 教育基本法、 第一条(教育の目的)は次のようにい

っ

ばならない。」
た心身ともに健康な国民の育成を期して行なわなけれた心身ともに健康な国民の育成を期して行なわなけれた心身ともに健康な国民の育成を期して行なわなけれた。身上の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値

「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び

本音のところではみな支持している。
支持している。屈折したさまざまな表現をしながらも、ていることと一緒に、教育基本法第一条の教育目的を限度の生活を営む権利を有する」の実施を心から願っい、第二五条の「すべて国民は、健康で文化的な最低い、第二五条の「すべて国民は、健康で文化的な最低

試行」を実施したのである。本法の理念を逸脱するのに道をひらく「初任者研修の本法の理念を逸脱するのに道をひらく「初任者研修のきかず、充分な論議をすることもなく、憲法や教育基にもかかわらず、新潟県の教育行政は、県民の声は

う。(詳しくは本誌「資料室」参照)実施予算はぼう大な財政負担を余儀なくされるだろ千万円ほどの試算になるという。高校を入れた全体の四年度の全面実施になると、義務制学校だけで五億二四年度の全面実施になると、義務制学校だけで五億二

まわしていくのが県民のための行政だと考える。このお金を県民が心からねがっている福祉、教育に

とはなにか。行政はその研修に対してどうすべきかをこの稿を終わるにあたって、今、必要な教師の研修

おわりに

述べておきたい。

の一九○三名を見るに至った。
の一九○三名を見るに至った。
を対し、本罰も「教育」という名において日常的に行われた。教師の子どもに対することばの暴たが、「いじめ」は陰湿化し、登校拒否もなくなるどれず、「いじめ」は陰湿化し、登校拒否もなくなるどれず、「いじめ」は陰湿化し、登校拒否もなくなるどれず、「いじめ」は陰湿化し、登校拒否もなくなるとれず、「いじめ」は陰湿化し、登校拒否もなくなるといる。

今、新潟県の教師にとって研修の重点は、以上のよてとのできにくい学校環境」におかれている。「学ぶことの楽しさとわかることの喜びを味わう困難な家庭環境」「人間らしい交流のできない地域環困難な家庭環境」「人間らしい交流のできない地域環

校)がどうして、子どもたちが人間らしく成長・発達さらに、子どもをつつむ三つの環境(家庭・地域・学

ある。

うな子どもの状況を全体としてしっかりと知ることで

探究していくことである。そしてさきにあげた県民父 することができない、できにくいものになったのかを

母がねがっている教師研修七項目を考慮し、受けとめ 教師の現在の研修課題となるだろう。 て「自主研修」の道を切り開き発展させていくことが

システムが進み、行政研修による多忙、勝敗主義の部 活に追われ、子どもたちの問題行動の多発、授業がう 職員会議の形骸化と管理強化と上意下達方式の教育

主研修づくりの要件になることはいうまでもない。 団(教員組合)のたたかいが県民の期待にこたえる自 こうした勤務条件を抜本的に改善していく教職員集

状況にある。

トレスがたまり、教師自身が登校拒否になりかねない まく成立しない、という状況の中で教師はつかれ、

ともたしかである。 る教師研修の七項目の追求、それからくる一人ひとり の子どもを大切にする教育実践なくして成立しないこ しかし、そのたたかいも、県民がつよくのぞんでい

である。これには自主性と自律的態度を前提とする。 ばならない」とある。「研修」は「研究と修養」の意味 貴を遂行するために、 教育公務員特例法第十九条は「教育公務員はその職 絶えず研究と修業に務め いなけれ

批判に身につけていくものではない

国家の、一つの政党の教育方針、

一つの教育方法を無

١Z

明示したものをいう。一人ひとりの個性ある子どもの 「尊厳を重んじ」ることを前提として、そのうちに秘 教育というのは、教育基本法前文・第一条の目的

める可能性、資質を最大限に伸ばしていくという目的

るものとの間の複雑な精神活動、 をもった活動である。それは、教えるものと教えられ ぬきにして成立しない活動である。 人間的な信頼関係を

しても要求される活動が教育なのである。だから教育 どによって侵すことのできない自主性と創造性がどう だから、政治の力、行政の力、権力の不当な干渉な

を深く反省した民主主義教育の出発は、 れるべきものである」が規定されたのである。 「天皇のため」といった十五年戦争の軍国主義教育 文部省がつと

に宣言しているところである。

することなく、国民全体に対し直接責任を負って行わ 基本法第一〇条(教育行政)「教育は、不当な支配に服

を認める……これからは先生が自分で教育のしかたを とぶとともに、先生の教え方にもじゅうぶんに自主性 「新教育は、生徒の個性を重んじ、その自発性をとお

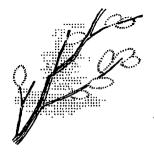
くふうし、自ら教材を集め……

・生徒の知識欲を満足さ

教科書『民主主義』下、一九四九年)。 は、ほんとうの教育の効果はあがらない」(文部省著作方も、伸びのびと楽しく課業を進めていくのでなけれちも、伸びのびと楽しく課業を進めていくのでなけれちも、伸びのびと楽しく課業を進めていくのでなけれま任は重くなっても、自主的な教育には、先生が自分費任は重くなっても、自主的な教育には、先生が自分費任は重くなっても、自主的な教育には、先生が自分 せるよう指導していくことができる。新教育は、それだ

を建設する「研修」をつくっていくときである。の初心にかえって、新潟県の子どもたちのための教育のそこそ、教師、教職員集団(学校)、行政は戦後教育





三章

3. 2.

実践記録から何を学ぶか

阿部 好策

暴力・いじめは許さない

高 宇 山 貝

――いじめ克服の焦点――

四盘

父母・PTA・地域が

いじめにどう対処するか ……

	章 章	
1.	宝 追	
	譲 內	「新潟県のいじめ白蕃」
たっ	実践記録	いじかはなくセラーー
t:	録い	
Ç	×	
ij		40
たったひとりじゃ		
t.		
むりだよ		
Į.		12 T (1)
÷		7
		
:		No. 24"
村岡		CONTRACTOR OF THE
14	:	
	沼波	Committee and a second of the
Х	波	AT 17 CC 17
	貞 夫	頒価 550円
	犬	にいがた県民教育研究所